

除染の方針について

平成 24 年 6 月 1 日

環 境 省

- 国は、県、市町村、地元住民の協力を得ながら、放射性物質汚染対処特措法に則って、除染を推進（※）

（※）国直轄で除染を実施する 11 市町村のうち、5 市町村（田村市、南相馬市、楡葉町、川内村、飯舘村）について計画を策定済み。3 市町村（田村市、楡葉町、川内村）について具体的な除染事業発注を公示済み。

- 放射線量に応じて適切に除染を実施
 - ✓ 20～50mSv/年の地域：平成 25 年度内を目途に、住居等や農用地における空間線量が 20mSv/年以下となることを目指す
 - ✓ 50mSv/年超の地域：除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討
 - ✓ 20mSv/年未満の地域：長期的に、追加被ばく線量が 1 mSv/年以下となることを目指す
- 除染に伴い発生した除去土壌は、安全に収集・運搬、仮置き。その後、逐次、中間貯蔵施設に搬入。